

# 千葉県稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

千葉県稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託

### (2) 業務内容

「千葉県稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行場所

千葉県稲毛区役所地域振興課及び発注者が指定する場所

### (4) 委託期間

契約の締結の翌日から令和5年2月28日（火）

### (5) 委託金額

933,900円（消費税及び地方消費税相当額含む。）を上限とする。

### (6) 支払い条件

完了後に一括払い

## 2 参加資格要件

次の資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める場合がある。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務委託の見積参加資格確認申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 対象業務委託の発注年度の前年度までの千葉市税を滞納している者

キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務委託の見積参加資格確認申請期限の日から見積日までの間に受けている者

ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては個人住民税の特別徴収を行っていない者

コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

### (2) 令和4・5年度千葉市入札資格参加者名簿において業種（大分類）が「映画・写真制作」、（中分類）が「映画・ビデオ制作」で登録があること。

- (3) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (4) 平成29年度から令和3年度の間にも本業務内容に類似し、同規模程度以上の動画制作の契約実績があり、かつ、誠実に履行した者であること。

### 3 提案内容

業務委託仕様書を踏まえ、次に掲げる内容を企画提案書に記載すること。

- (1) 動画の全体構成
  - シナリオ、絵コンテ、タイムスケジュールを用いて提案すること。
- (2) 動画構成の意図（どのような考えに基づき全体を構成したのか）
- (3) ターゲットに関心を持たせるための工夫
- (4) ターゲットに動画やチラシを届けるための方策
- (5) 動画の効果的な活用方法
- (6) 業務の実施体制
  - ア 業務実施計画（制作スケジュール）を策定すること。
  - イ 業務責任者及び各業務の担当人数、業務経験などを記載すること。
- (7) 類似する動画制作の実績
  - 過去の類似する業務実績について、年度、発注機関、業務名、業務内容等を記載すること。
- (8) その他
  - 事業者としてアピールできる点があれば記載すること。

### 4 スケジュール

日程	内容
9月 8日（木）	公募型プロポーザル要項公表
9月15日（木）午後5時まで	質問受付
9月21日（水）までに随時掲載	質問に対する回答
9月26日（月）午後5時まで	プロポーザル参加資格確認申請受付
9月28日（水）	参加資格確認結果通知
10月 6日（木）午後5時まで	企画提案書の提出
10月20日（木）	書類審査結果通知
10月31日（月） 【予定】	プレゼンテーション
11月上旬 【予定】	業務委託契約締結

※日程については、業務の進捗状況により変動する可能性がある。

### 5 質問書の受付

本件募集では説明会を実施しないため、募集要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

- (1) 受付期限
  - 令和4年9月15日（木）午後5：00（必着）
- (2) 質問方法
  - 電子メールで以下のアドレスあてに提出すること。なお、持参、郵送、FAX、電話、口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。電子メールの件名は「千葉市稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務に関する質問（法人名）」とすること。

(3) 提出書類

質問書（提出用紙第4号）

(4) 提出先

千葉市稲毛区地域振興課 地域づくり支援室 [chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp](mailto:chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp)

(5) 回答方法

質問及び回答については、随時、ホームページ上で公開するものとし、最終回答は令和4年9月21日（水）とする。なお、回答内容については、募集要項の追加または修正とみなす。

**6 参加資格確認申請書の提出**

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（提出用紙第1号）

イ 契約実績報告書（提出用紙第1号-2）

ウ 提案者に関する調書（提出用紙第2号）

エ 誓約書（提出用紙第3号）

オ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（代表者印）

キ 市税完納及び特別徴収に関する証明書

※各種証明書については写しでも可とする。なお、証明書の発行日は、入札参加資格申請日から遡って3か月以内であること。

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便とすること。提出期限までに到着しない場合は失格となる。

(3) 提出期限

令和4年9月26日（月）午後5：00

(4) 提出先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川 4-12-1

稲毛区役所地域振興課 地域づくり支援室

(5) 結果通知

参加資格について書類審査を行い、令和4年9月28日（水）までに、すべての参加申請者に対し参加申請書に記載の電子メールアドレスに審査結果を通知する。

**7 企画提案書の提出等**

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（6部 正本1部、副本5部）

・用紙はA4判両面カラー印刷（A3判は折込）とすること。

・表紙、目次及びページ番号を付すこと。

・表紙にはタイトル「千葉市稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託企画提案書」及び右肩に提出年月日を付すこと。

・正本については表紙下部に会社名を記載すること。副本については提案書全体を通じて会社名が特定できないよう該当部分を黒塗りするなどの措置を講じること。

- ・表紙・目次を除き、提案書全体で15ページ以内にまとめること。
- ・仕様書等を熟読の上、本実施要項「3 提案内容」に記載の項目について、全て盛り込むこと。

イ 見積書（正本 1部）

- ・人件費、諸経費等の積算内訳及びその根拠について、詳細かつ明確に記載すること。

ウ CD-R 1枚

- ・上記の企画提案書及び見積書について、電子データ（Microsoft Word、Excel、Power Point またはPDF形式）で保存したもの

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便とすること。提出期限までに到着しない場合は失格となる。

(3) 提出期限

令和4年10月6日（木）午後5：00

(4) 提出先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1  
稲毛区役所地域振興課 地域づくり支援室

(5) 不適格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。

- ア 提出期限を過ぎてから提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に重大な瑕疵があった場合
- エ 見積書が本要項に記載する額を超過した場合
- オ 企画提案後、委託に至るまでの間に本要項2に記載する参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

(6) その他

- ア 1参加者につき1提案とすること。
- イ 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ 提案書等の作成にかかる費用はすべて参加者の負担とする。提出された書類は返却しない。
- エ 本企画提案に関し知りえた情報は、本市の許諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- オ 採択された企画提案書の著作権は本市に帰属するものとする。
- カ 本企画提案に関し、追加すべき情報があった場合には、ホームページに記載するものとする。
- キ 提出された企画提案書類等は選定結果にかかわらず返却しない。また提出後の加除修正は一切認めない。

## 8 企画提案審査

(1) 審査方法

企画提案書は市職員5人で構成される「千葉市稲毛区地域課題解決支援動画等作成業務委託事業者選定委員会（以下「選考委員会」という。）」において公正に書類審査する。選定委員会の委員が

審査基準に基づき提案書の内容を審査し、全委員の合計点が300点以上の者のうち最も高い者から順に3位までをプレゼンテーション事業者として選定する。

(2) 審査基準

審査に係る評価項目は以下のとおりとする。委員1人当たりの持ち点は100点とする。

	評価項目	評価の視点	配点
1	目的理解	本動画が果たすべき目的を理解しているか。	10
2	内容	外国人転入者の関心をひくものであるか	15
		ごみ出しルールの必要性の説明がされているか	15
		外国人転入者にわかりやすい平易な表現となっているか	15
		本市のごみの出し方の基本的な考え方を盛り込んでいるか	10
		使用される素材は適切であるか。	5
		テンポはよいか。	5
		使用される素材は適切であるか。	5
3	活用方法	効果的な活用方法が示されているか。	10
4	実施能力	業務実施体制は十分な体制となっているか。	5
		実施可能なスケジュールとなっているか。	5

○全委員5人の審査点を集計し500点満点とする。

○参加者が1者のみの場合でも審査を実施し、総合評価点が300点以上に達した場合に選定対象とする。

○書類審査の結果、プレゼンテーション事業者として選定されたかどうかについて、令和4年10月20日(木)にすべての参加者に対し、参加申請書に記載の電子メールアドレスあてに審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション

書類審査の結果、300点以上の上位3位までの事業者にプレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーションの評価び配点は以下のとおりとし、各委員は相対評価により、可能な限り差をつけるように採点する。プレゼンテーション及び書類審査に係る委員5人の審査点を合計し、最も高い者から順に順位を決定し、最上位の者を優先交渉権者とする。同点の場合はプレゼンテーションの点数が高い者とする。プレゼンテーションの点数も同点だった場合は抽選により優先交渉権者を設定する。

評価値	評価の視点	配点
S	他の提案と比較し、極めて優れている。	100
A	他の提案と比較し、優れている。	80
B	他の提案と比較し、同程度である。	60
C	他の提案と比較し、一部劣っている部分がある。	50

ア 審査日程

令和4年10月31日(月) AM 10:00~12:00(予定)

イ 場所

稲毛区役所 3F 講堂

#### ウ 留意事項

(ア) 事前に提出した提案書をもとにプレゼンテーションを行う。提案書以外の資料を使用することは不可とする。

(イ) プレゼンテーションの時間は1事業者につき20分以内、質疑応答10分以内とする。

(ウ) プレゼンテーションのための事業者の出席者は2名以内とする。

(エ) 審査日程については、企画提案書提出後に連絡する。

#### (4) 選定結果通知

選定結果は、令和4年10月下旬までにすべての参加者に参加申請書に記載の電子メールアドレスあてに審査結果を通知する。なお、審査結果に関する異議の申し立ては受けない。

### 9 契約手続等

(1) 本募集要項、企画提案仕様書、企画提案書等の記載事項に基づき、優先交渉権者と詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、合意した内容で委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画の一部を変更する場合がある。

(2) (1) の協議が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と協議を行う。

(3) 契約締結に当たり、当該契約金額の100分の10以上の額を収めること。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号いずれかに該当する場合は免除する。

### 10 問合せ先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川 4-12-1

稲毛区役所地域振興課 地域づくり支援室

電話：043-284-6105 FAX：043-284-6149

電子メールアドレス：[chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp](mailto:chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp)